

ネットとうほく 2020 (検) 第2号-3

2020年(令和2年)10月19日

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト12F

株式会社IBJ

代表取締役 石坂茂 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



ご 連 絡

当団体からお送りしました令和2年7月16日付申入書(添付)について、本日まで貴社からの回答を確認できておりません。

同申入書記載の申入れ事項についての回答、ないしは今後検討・ご対応にかかるおおよその期間について、本書面到着後1ヶ月以内を目処に、書面にて当団体までご連絡頂きますようお願いいたします。

以上

ネットとうほく 2020 (検) 第2号-2

2020年(令和2年)7月16日

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト12F

株式会社IBJ

代表取締役 石坂茂 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



申入書

当団体からの2020年(令和2年)5月26日付照会書(以下、「照会書」という)に対し、貴社より同年6月3日付回答書を拝受いたしました。ご対応いただきましたことに御礼申し上げます。

ご回答及び添付頂いた資料を検討した結果、以下のとおり申入れをいたします。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社直営結婚相談所で使用され、また日本結婚相談所連盟に加盟している結婚相談所にひな形として提供されている下記「結婚相手紹介サービス入会申込み契約書」(以下、「本契約書」という)第20条、1、(1)のうち「当社の予見を問わず、特別な事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害」を削除することもしくは同条の免責約款が消費者契約法第8条1項2号に違反しないように改訂することを求めます。

第20条（免責事項）

1. 当社は、以下の事項につき、その責任を負いません。

(1) 当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。なお、本号でいう損害には第17条で定める事項に起因して発生した損害も含まれるものとします。

2 下記本契約書第20条、1、(3)～(5)を削除することもしくは同号の免責約款が消費者契約法第8条1項1号に違反しないように改訂することを求めます。

第20条（免責事項）

1. 当社は、以下の事項につき、その責任を負いません。

(1)～(2) 略

(3) 当社の故意又は重過失以外の事由により会員情報が消失し、又は他者により改ざんされた場合、当社は、技術的に可能な範囲で情報の復旧に努めるものとし、この消失又は改ざんにより生じた一切の損害の賠償義務を免れるものとします。

(4) 当社の故意又は重過失以外の事由によりシステムの利用を通じて会員のパーソナルコンピュータ等にウイルスが侵入し損害が生じた場合、当社はその一切の責任を負いません。

(5) 当社の故意又は重過失以外の事由により、サービス利用に起因して生じた会員間の紛争、会員間の個々の紛争、事故又は被害について、当社は、一切の責任を負いません。

第2 申入れの理由

1 第1、1について

本契約書第20条、1、(1)は貴社の予見を問わず、特別な事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害について賠償責任を負わない旨定めています。

しかし、消費者契約法第8条1項2号は事業者の故意又は重過失による債務不履行から生じた損害について一部であっても免責とする条項を無効としています。

よって、特別な事情から生じた損害であっても、貴社の故意又は重過失による債務不履行が損害発生に寄与する場合は考えられる以上、損害の一部である逸失利益を含む間接損害について免責する本契約書第20条、1(1)

は消費者契約法第8条1項2号により無効になると考えられます。

以上の理由から第1、1の申し入れを行うものです。

2 第1、2について

本契約書第20条、1、(3)は、貴社の故意又は重過失以外の事由により会員情報が消失した場合に、消失による損害の賠償義務を免れる旨定めています。

また、本契約書第20条、1、(4)は、貴社の故意又は重過失以外の事由により会員のパソコン等にウイルスが侵入した場合に、このウイルス侵入による損害の賠償義務を免れる旨定めています。

さらに、本契約書第20条、1、(5)は、貴社の故意又は重過失以外の事由により会員間の紛争等が生じた場合に、この紛争等による損害の賠償義務を免れる旨定めています。

しかし、消費者契約法第8条1項1号は、事業者の債務不履行から生じた損害について全部免責とする条項を無効としており、軽過失がある場合に事業者が一切の責任を負わない旨定める条項も、同条によって当然に無効です。

よって、貴社の故意又は重過失以外の事由による損害の賠償義務について全部免責するこれらの条項は消費者契約法第8条1項1号により無効になると考えられます。

以上の理由から第1、2の申し入れを行うものです。

以 上